

防災NEWS



大治町消防団出初式

消防団員の士気の高揚と防火思想の普及を図ることを目的として出初式を行います。

とき 1月20日(日)午前9時30分
ところ 大治中学校グラウンド
※雨天時は中学校体育館で行います。



火災の発生しやすい季節です

冬は空気が乾燥し、暖房器具を使う機会が多くなることから、火災が非常に発生しやすくなります。ひとたび火災が発生すると、乾燥した風により、広範囲に延焼するおそれもあります。

- 日頃から以下の点に注意するようによみましょう。
- ・外出時や寝る前には、必ず火の元を確認しましょう。
 - ・コンセントにほごりがつかないように掃除するなど、定期的な点検を行いましょう。
 - ・家のまわりや暖房器具などの周りに燃えやすいものを置かないようによみましょう。
 - ・子どもの火遊びに注意しましょう。
 - ・灰皿には水を入れ、タバコは完全に消火してから捨てるようによみましょう。

地域を守る消防団に あなたの力を！

消防団は、火災や災害が発生した際に、地域防災のリーダーとしての重要な役割を担います。消防団の活動や趣旨をご理解いただき、ぜひ消防団に参加してみませんか。

資格

- ・町内在住の方
- ・18歳以上の方
- ・志操堅固で、身体強健な方

活動内容

- ・消火活動や火災予防広報
- ・火災や災害時に向けた訓練
- ・地域行事への参加
- ・水防団としての水防活動(土のう作成など)

※勧誘のため、消防団員がご家庭を訪問する場合があります。

消防団員は、各自の職業に従事しながら、火災発生などの非常時には、被害を最小限に食い止めるため、献身的な活動を行っております。

消防団へのご理解ご協力をよろしくお願いします。

防災行政無線 電話応答ダイヤル

町が防災行政無線で直近に放送した内容を専用ダイヤルで聴くことができます。ぜひご利用ください。

(444)2121

ここまでの問合せ先
役場 防災危機管理課
内線 151・152

大募集！ あいち消防団応援の店

「あいち消防団応援の店」とは、お店や事業所等に消防団応援の店として登録していただき、地域の安全・安心のために活動している愛知県内の消防団員や、消防団員を支えている家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団を応援していただく制度です。

防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報

大治町メールサービス



登録はQRコードを読み取り、oharu@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信してください。

防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報

申込の申し込みは、

(件名は消防団応援の店登録)

MAIL shobohohan@pref.aichi.g.jp

FAX (954) 691-3

消防・広域化グループ宛

愛知県防災局消防保安課

1の2

名古屋市中区三の丸3丁目

〒460-8501

☎ (954) 6195

提出・問合せ先 愛知県防災局
消防保安課 消防・広域化グループ

配布しています。

くか、役場防災危機管理課で

よりダウンロードしていただ

消防団応援の店検索サイト

※申込用紙については、「あいち

下の方法によりご提出ください。

号)に必要な事項をご記入の上、以

ただき、登録申込書(様式第1

の店」事業実施要綱をご確認い

申込方法 「あいち消防団応援

20歳になったら国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、
国民年金に加入しなければならないことを知っていますか？

被保険者は3種類

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の学生、農業者、自営業者、フリーターなど

第2号被保険者

民間会社員、公務員など(厚生年金や共済組合の加入者)

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続き

20歳になる日の属する月の初旬に中村年金事務所から勸奨用の書類が送付されます。必要事項を記入の上、提出してください。

後日、年金手帳と納付書が送付されるので、保険料の納付を忘れずをお願いします。

年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は、一生涯にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が118万円以下であるときは、保険料の納付が猶予されます。

●納付猶予制度

所得が少ない50歳未満(学生を除く)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

平成30年度の保険料額

定額保険料(加入者一律) 月額16,340円

第1号被保険者は、日本年金機構が発行する納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めていただきます。また、預金口座からの口座振替やクレジットカード支払いの方法もあります。

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200

役場 住民課 内線121